

土地の維持管理について

近年町に影響のあった令和元年台風第19号では、町内の至るところで土砂崩れなどが発生しました。特に、寄地区では、県道や町道への土砂流出による通行止め、また、土砂崩れによる住宅の半壊や一部損壊が発生しました。

住宅などの管理はもちろんのこと、農地や山林など、私有地の安全を確保するためには日常の管理が重要です。樹木の傾きや落石などの土砂崩れの前兆がある場合は、樹木の伐採や擁壁の設置などの対応をすることで災害のリスクを低下させます。土地などの所有者の方は、ご自身のためだけではなく、第三者への安全・安心のためにも、対策をしましょう。

※民法717条では、私有地で発生した災害により第三者に損害を与えてしまった場合、土地所有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負うこととされていますのび注意ください。

火災警報器設置の支援をします！



家庭内での火災発生をいち早くキャッチし、知らせてくれるのが、住宅用火災警報器です。火災警報器の設置によって死者数および火災損害額半減といった効果が実証されています。

【受付開始】 令和5年6月1日～

【補助台数】 50世帯分（残り40世帯分）

【補助対象者】

- ①町内に在住
- ②町税などを滞納していない方
- ③暴力団員などでない方

【補助金の額】

設置費用の3分の1（上限5,000円）

【交付の申請】

補助金交付申請書と必要書類を添付し、安全防災担当室窓口まで提出してください。



詳細はこちら

感震ブレーカー無償配布！

大地震発生に伴う通電火災（停電が復旧する際、破損した電気機器や転倒した暖房器具などに通電することで発生する火災）による被害拡大を防ぎ、町民の生命と財産を守ることを目的として、一定規模以上の揺れを感知すると自動的にブレーカーを遮断する機器「感震ブレーカー」を無償配布します。

- 本年度分（残り141台）



詳細はこちら

新型コロナウイルス第9波対応について



- 新型コロナウイルスの第9波が到来したといわれています。しかし、コロナ感染症は、自己管理をしっかりとすれば、予防できます！
- ワクチン接種をしよう！
- 感染症対策や三密を避けよう！
- 必要な場所では、しっかりとマスクを着用しよう！
- 発熱や風邪の症状があるときには、受診する前に次のことを行ってください。

① 抗原検査キットでセルフテストをし、結果を知らせてください。

② 発熱や風邪の症状を、来院の前に電話で知らせてください。

※病院では感染予防のため、入口、待合室や時間帯などを分ける場合があります。